

重要

学事第2617号

令和2年(2020年)3月25日

各私立学校設置者
各私立幼稚園長 様
各私立学校長
各私立専修・各種学校長

北海道総務部法務・法人局学事課長

海外への修学旅行及び研修旅行について(第2報)

このことについては、令和2年(2020年)3月9日付け学事第2413号で通知したところですが、海外各国の新型コロナウイルスの感染拡大状況等を踏まえ、文部科学省から通知がありましたので、お知らせします。

海外各国の新型コロナウイルスの感染拡大状況については、前回通知の時点より悪化しており、多くの国・地域において、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限が行われています(注1)。また、我が国の水際対策として検疫体制が強化されています(注2)。

各学校におかれましては、このような状況を踏まえ、今後も引き続き外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集に万全を期すとともに、海外への修学旅行等について十分に御検討をいただきますようお願いいたします。

(注1)

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、現在、158を超える国・地域において、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限が行われています。

「日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限」
(外務省ホームページ)

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

(注2)

新型コロナウイルスの侵入を防止するための我が国の水際対策として検疫体制が強化されており、当分の間、中国、韓国、欧州諸国、イラン又はエジプトから日本に来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、検疫法第34条の規定に基づく政令において準用する同法第14条第1項第1号に規定する隔離又は同項第2号に規定する停留を必要なものに行うほか、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことが要請されております。この措置の対象となる国は今後も拡大する可能性があります。

(参照) 「水際対策の抜本的強化に関する Q&A」(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_0000

1.html

企画幼稚園グループ
中高専修学校グループ